

70歳未満の方の高額療養費制度が変わります

国保課☎内線2387

70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が、平成27年1月診療分から下記のとおり3区分から5区分に変更になります。70歳以上75歳未満の方の自己負担額は据え置かれます。

〈平成26年12月まで〉 自己負担限度額(月額)

適用区分		限度額 (3回目まで)	限度額 (4回目以降)
A	上位所得者世帯(※1) (旧ただし書き所得(※2) 600万円超)	150,000円 (医療費が500,000円を超えた 場合はその1%を加算)	83,400円
B	一般世帯	80,100円 (医療費が267,000円を超えた 場合はその1%を加算)	44,400円
C	低所得者世帯 (住民税非課税世帯)	35,400円	24,600円

〈平成27年1月から〉 自己負担限度額(月額)

適用区分		限度額 (3回目まで)	限度額 (4回目以降)
ア	旧ただし書き所得(※2) 901万円超(※3)	252,600円 (医療費が842,000円を超えた 場合はその1%を加算)	140,100円
イ	旧ただし書き所得 600万円~901万円以下	167,400円 (医療費が558,000円を超えた 場合はその1%を加算)	93,000円
ウ	旧ただし書き所得 210万円~600万円以下	80,100円 (医療費が267,000円を超えた 場合はその1%を加算)	44,400円
エ	旧ただし書き所得 210万円以下	57,600円	44,400円
オ	低所得者 (住民税非課税世帯)	35,400円	24,600円

- (※1) 26年12月までは、国保世帯に1人でも所得が確認できない人(住民税未申告者)がいる場合は、上位所得者世帯になります。
- (※2) 旧ただし書き所得とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額などの金額から基礎控除額330,000円を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。
- (※3) 27年1月以降は、国保世帯に1人でも所得が確認できない人(住民税未申告者)がいる場合は、適用区分「ア」になります。

新しい限度額適用認定証を12月下旬に送付します

70歳未満の方が現在お持ちの限度額適用認定証は、27年1月1日以降は無効となります。無効となった認定証は返却いただくか、個人情報に注意して破棄してください。
※申請手続きは必要ありません。
※低所得者(住民税非課税世帯)の方には、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を送付します。

キーワード
パブリックコメント 市の重要な政策を策定する際に、原案を公表して広く市民のみなさんから意見を求め、いただいた意見を考慮しながら政策を決定すること。

◆計画(素案)の全文は12月24日から、市ホームページで閲覧いただけるほか、相談・情報センター(市役所2階、市政窓口、市民協働センター)、「コミュニティセンター」で配布します(①は障がい者支援課、②は高齢者支援課でも配布)。また、図書館で閲覧もできます。

◆みなさんの意見をお寄せください
12月24日(水)~27年1月13日(火)に、住所・氏名・電話番号(団体の場合は、所在地・団体名・代表者の氏名・電話番号)を直接または郵送・ファクス・電子メールで各課へ。
① 1181-8555 障がい者支援課(市役所1階16番窓口)
FAX 47-6577 shien@city.mitaka.tokyo.jp
② 1181-8555 高齢者支援課(市役所1階11番窓口)
FAX 48-2813 koreisha@city.mitaka.tokyo.jp

◆主な事業(特に重点的に取り組む課題) 社会参加の促進、安全・安心の生活の確保、地域の支え合いの仕組みづくりの推進、認知症高齢者の支援と権利擁護の推進、介護保険制度の円滑な運営など

◆目的・概要 介護保険事業計画と老人福祉計画を一体的に策定し、「みたか高齢者憲章」の理念実現を目指し推進するものです。
高齢者一人ひとりが、いつまでも健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して生活できる地域社会の実現に向けて、団塊の世代が後期高齢者となる平成37(2025)年を見据えつつ、27~29年度の介護保険事業の運営を中心に高齢者施策について定めます。

◆計画の構成 医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」の基本目標に掲げ、5つの基本方針を定めています。高齢者を取り巻く現状や課題を踏まえるとともに、今回の介護保険制度を反映させて、7つの施策を柱に事業展開を図ります。

②「三鷹市高齢者計画・第六期介護保険事業計画」(素案)
☎高齢者支援課☎内線2684

◆目的・概要 障がいの自立支援を推進するため、平成27~29年度の「障害福祉サービス」などの必要量の見込みなどを定めるものです。
◆計画の構成 障がい者施策の3つのビジョンを掲げ、障がい者を取り巻く現状や課題を踏まえ、「障害福祉サービス」「地域生活支援事業」の必要量などの見込みとその確保の方策などを示すとともに、今後の障がい者施策の方向性をまとめています。

◆主な事業(特に重点的に取り組む課題)
●障害福祉サービス(訪問系・日中活動系・居住系の各指定障害福祉サービス、障がい児支援、指定相談支援)
●地域生活支援事業(理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業など)

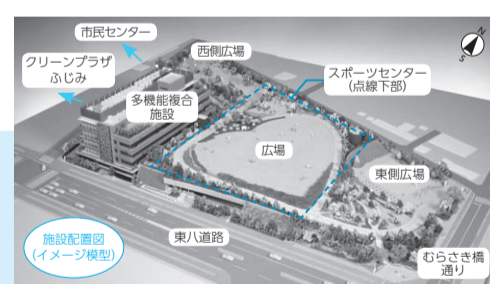
①「三鷹市障がい福祉計画(第4期)」(素案)
☎障がい者支援課☎内線2651



パブリックコメントを実施します



平成28年度の竣工を目指して、徹底した安全管理のもと、新施設の工事を計画的に進めています。今号は、11月27日に実施した工事現場見学会の様相を紹介します。
☎都市再生推進本部事務局☎内線2054



※スポーツセンターの範囲を示す点線はおおよそのものです。
※新施設の施設名称はすべて仮称です。

事業概要 市民のみなさんの安全安心と市民サービスの向上を図るため、市役所東側の東京多摩摩果(株)三鷹市場跡地(新川6丁目)を中心とした約2.0haに、防災公園として災害時の一時避難場所となる公園施設とその下部にスポーツセンターを整備するとともに、老朽化し耐震性に課題のある6つの公共施設などを集約化し、防災センター機能を加えた多機能複合施設を一体的に整備します。また、防災機能の向上のため、敷地北側の市道を拡幅し、周辺道路の無電柱化を実施します。
事業の推進に当たっては、独立行政法人都市再生機構(UR都市機構)の防災公園街区整備事業として国庫補助金を活用するなど財政負担の軽減を図り、早急な整備を目指します。

25年10月に着手した新施設の建設工事は順調で、スポーツセンターの基礎・躯体工事※が着々と進んでいます。11月27日には鹿島建設(株)とUR都市機構の協力を得て工事現場見学会を開催し、市民と関係者のみなさん41人に参加していただきました。なお、11月11日・12日には三鷹市議会議員のみなさんにも工事の様子を見学していただきました。

や工事状況の説明を行った後、工事現場を60分ほど見学していただきました。市民のみなさんからは「こんなに深く掘るんですね」との感嘆の声や「この鉄骨が写真のようになるのが待ち遠しい」といった竣工を待ちわびる声も聞かれ、完成イメージ図と見比べながら楽しむ方もいらっしゃいました。

11月27日の2回に分けて開催した見学会では、工事現場事務所で事業の概要

竣工前の工事現場見学会については、再度実施も検討しています。また工事状況は、今後も「広報みたか」で写真とともにお知らせしていきます。

11月27日 工事現場 見学会の 模様



本整備事業の概要や工事状況の説明



メイン・サブ両アリーナの説明



地下2階(深さ約12m)のメインアリーナの説明



多機能複合施設の整備エリアの説明

※基礎・躯体工事 建物の土台の構築と、床や壁などの構造物を造る鉄骨、鉄筋、コンクリート工事

市外局番のうち「0422」は省略しています。